

実務家の視点から 船荷証券の電子化を考える

2022年12月9日 第5回JMC海事振興セミナー

弁護士法人 山口総合法律事務所 代表

中央大学法科大学院客員教授

弁護士 山口 修 司

船荷証券の電子化の必要性

- 有価証券である船荷証券の遅延
- 資金回収の遅延
- 通関手続きの煩雑性
- 書面の電子化の潮流
 - (1) 日本の潮流
 - (2) 世界的潮流

船荷証券の遅延

船荷証券は有価証券

船荷証券と引き換えでなければ、運送品は受け取ることができない
(商法763条1項)

運送品が船荷証券より早く陸揚げ港に到着 → 運送品滞留

(解決策)

1. 海上運送状 (Sea Waybill) の利用
有価証券でないため、信用状取引に適さない
2. 保証状の利用 → 運送人にリスクあり

資金回収の遅延 通関手続簡略化

- 船荷証券が郵送あるいはクーリエによって運送
- 到着に時間がかかる
- 買主からの売買代金回収に時間がかかる
- その他の船積み書類は電子化可能
- インボイス・保険証券・原産地証明・パッキングリスト・検査証明などは電子化可能

書面の電子化の潮流

1. 日本国内における電子化の動き

ペーパーレスの方向・保管のリスクと費用・デジタル庁の設立

2. 産業界から船荷証券電子化の要請

電子船荷証券が使用されている世界の現状

法的根拠の必要性

世界における船荷証券電子化の潮流

Model Law on Electric Transferable Records (MLETR)

(電子的譲渡可能情報に関するモデル法)

United Nations Commission on International Trade Law

(UNCITRAL) 作成

シンガポールが法制化(2021年)モデル法を採用

イギリスが法制化の動き

我が国も世界貿易取引に遅れることはできない

モデル法 (MLETR)

- 電子的讓渡可能記録は、電子的という理由だけでその法的効果、有効性、強制可能性を否定されることはない(第7条1項)

電子船荷証券(仮称) = 船荷証券

- 電子的讓渡可能記録を使用する者の同意なくして利用を強制されない(第7条2項)
誰の同意が必要？

電子船荷証券法制化の方向

- 電子船荷証券をこれまでの船荷証券と同様の効力を持たせる
実は、それが法的に我が国では難しい
- 電子船荷証券は日本法上「物」ではない
- 民法の「物」や「有価証券」の規定の適用がない
- 「占有」がない → 『支配』というか？

有価証券性

- 船荷証券
 - a. 裏書譲渡できる船荷証券 → ① 指図式証券
 - b. 裏書禁止船荷証券 → ③ 裏書禁止証券
- 民法では4種類 → どの種類の電子船荷証券と認めるか
 - ① 指図式証券
 - ② 記名式所持人払い証券 → 小切手など
 - ③ その他の記名証券(裏書禁止証券)
 - ④ 無記名証券 → 受取人白地小切手など
譲渡方法に影響

電子船荷証券使用の同意

- 運送人の発行義務は認めない

対応ができない運送人がいる

当事者(運送人・荷送人)の同意が必要

- 荷受人(consignee)の同意は不要

船荷証券の転換

1. 船荷証券 → 電子船荷証券

荷主の転換請求権や運送人の転換義務を認めない

元々電子船荷証券には当事者の同意が必要

2. 電子船荷証券 → 船荷証券

技術的には可能

所持人の転換請求権を認めるか？（運送人の同意が必要？）

運送人の負担

電子船荷証券を認めていない国の存在

署名 (Signature)

モデル法の要請(9条)

- ① 署名方法の信頼性
- ② 署名者の特定
- ③ 署名者の意思

- 電子署名法の認証は求めない
- 実務は、船荷証券や裏書の署名に厳格な方式を求めている

国際海上物品運送法の適用

- 国際海上物品運送法は、
船荷証券による国際海上物品運送だけでなく、
国際海上物品運送一般に適用され、
電子船荷証券による国際海上物品運送に適用される
- 船荷証券統一条約(Hague Rules / Hague Visby Rules)
船荷証券による海上物品運送に適用される
電子船荷証券による海上運送に適用されるか？
船荷証券 = 電子船荷証券ならば適用可？

今後の検討事項

- 複合運送証券電子化規定の必要性
- 強制執行のやり方
- その他

法制化の基本

- 現状の船荷証券の実務の尊重
- 信頼性のある電子船荷証券プラットフォームの認容
信頼性の確保はどうする？ X 国の認証制度
- 世界的に認められるモデル法尊重
- 利用しやすい世界的(グローバル)に信頼される法制度の実現

ご静聴ありがとうございました

弁護士法人 山口総合法律事務所 代表

中央大学法科大学院客員教授

弁護士 山口 修 司



弁護士法人 山口総合法律事務所